

厚生労働科学研究費補助金

障害者政策総合研究事業

障害者福祉施設およびグループホーム利用者の
実態把握、利用の在り方に関する研究

平成28年度～29年度 総合研究報告書

研究代表者 遠藤 浩

平成30（2018）年5月

目 次

I. 総合研究報告

障害者福祉施設およびグループホーム利用者の
実態把握、利用の在り方に関する研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

主任研究者 遠藤 浩

1. 重症心身障害や強度行動障害など重度障害者のグループホームをめぐる
重層的支援の課題

分担研究者 口分田 政夫

2. 障害者福祉の現状及び将来の方向性の課題

分担研究者 大塚 晃

3. グループホームを利用した障害者の地域生活の課題

分担研究者 谷口 泰司

II. 研究成果の刊行に関する一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

障害者福祉施設およびグループホーム利用者の
実態把握、利用の在り方に関する研究

総合研究報告書

障害者福祉施設およびグループホーム利用者の
実態把握、利用の在り方に関する研究

主任研究者 遠藤 浩¹⁾

1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【研究要旨】

社会保障審議会障害者部会・障害者総合支援法3年後の見直し報告書において、新しい地域生活の展開として「地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、支援の拠点整備を進めるとともに、本人の意思を尊重した支援や、重度障害者に対応したグループホームの位置付け等について対応を行う必要がある」と記されている。地域生活の開始と継続というコンセプトの下、入所施設からグループホーム、さらに一人住まいとステップアップしていくために、他方、一人住まい、グループホーム利用者が、本人の高齢化や機能低下、あるいは家族の死去などの場合であっても、入所施設に頼らず地域生活を継続するために、住まいを中心とした障害福祉サービスの実態を把握し、問題点を整理することが求められている。

そこで本研究では、障害者福祉施設及びグループホーム利用者で、地域での生活を希望し、それが可能な障害者の状態像を明らかにすると同時に、新たに障害福祉サービスが必要になると想定される対象者像も明らかにし、長期的なケアマネジメントの視点から、必要とされる障害福祉サービスと各障害福祉サービスに求められる機能を明確にすることを目的に、1年目となる平成28年度には、障害種別や障害福祉サービス体系別に限定した調査とせず、広範囲な実態調査を行った。平成29年度（2年次目）には、実際にサービスを受けている人の状態像を把握し、地域での暮らしが可能な障害者の生活を支えるために、個々の意思を受け止めニーズを理解する調査を行った。

具体的には、1) 障害者福祉施設利用者やグループホーム利用者が希望する生活の場について、2) 重度障害者でグループホームを利用している人の状態像について、3) 一人暮らしを支える新たなサービスの利用対象者の状態像について、4) 重度障害者等包括支援の対象者像の見直し方策について、5) 障害支援区分4以上の方が8割を超えるグループホームのスプリンクラーの設置状況ならびに設置計画について、6) グループホームを利用している障害者支援区分5、6の重度障害者を対象に、必要とするサービス量及びニーズについて、7) 平成30年3月末で猶予期間が切れるグループホームにおけるスプリンクラー設置状況（半年前の見込み）について、8) グループホーム利用者ならびに単身生活者の生活状況や状態像等について、9) グループホーム退所者を対象に、退所動機、退所理由、退所後の住居等、退所者の実態像について、実態を明らかにした。

以上の調査結果で得た知見を基に、障害者総合支援法附則第3条の見直しにおける「新たな地域生活の展開」へ向けての提言を行った。

分担研究者

口分田政夫 びわこ学園医療福祉センター草津
施設長
大塚 晃 上智大学総合人間科学部 教授
谷口泰司 関西福祉大学社会福祉学部 教授

研究協力者

南方孝弘 びわこ学園障害者支援センター 所長
相馬大祐 福井県立大学看護学部 講師
渡邊一郎 足立区福祉部高齢援護 係長
八尾有里子 生活支援センターあいん センター
長
武居 光 たっちほどがや 所長
浮貝明典 グリーンフォレスト グループ部門
管理者
五味洋一 群馬大学 大学教育・学生支援機構
学生支援センター 准教授
大村美保 筑波大学人間系 助教
伊藤未知代 横浜市総合保健医療センター 総合
相談室課長補佐
田中正博 独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園 参事
志賀利一 独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園 研究部長
古川慎治 独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園 事業企画・管理課
長
清水清康 独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園 事業企画係長
村岡美幸 独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園 研究係
信原和典 独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園 研究係
古屋和彦 独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園 研究係
岡田裕樹 独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園 研究係

A. 研究目的

1年目となる平成28年度には、障害種別や障害福祉サービス体系別に限定した調査ではなく、広範囲な実態調査を行った。平成29年度(2年次目)には、実際にサービスを受けている人の状態像を把握し、地域での暮らしが可能な障害者の生活を支えるために、個々の意思を受け止めニーズを理解する調査を行った。本研究により、地域での生活を希望し、それが可能な障害者の状態像を明らかにすると同時に、新たに障害福祉サービスが必要になると想定される対象者像も明らかにし、長期的なケアマネジメントの視点から、必要とされる障害福祉サービスと各障害福祉サービスに求められる機能を明確にし、その結果より、障害者総合支援法附則第3条の見直しにおける「新たな地域生活の展開」へ向けての提言を行うことを目的とした。

B. 研究方法

1. 障害者支援施設における利用者の入退所の実態に関する調査

障害者支援施設における新規入所者と退所者の状態像を調査し、障害者支援施設に求められる機能について考察することを目的として、平成25年にWAM NETに登録されていた障害者支援施設(2,612施設)を対象に、郵送方式のアンケート調査を実施した。アンケート調査の内容は、各施設の基本情報と、平成27年度入退所者の実態として、性別・年齢、障害種別、区分、入所前・退所後の状況等である。

■調査対象：平成25年にWAM NETに登録されていた障害者支援施設(2,612施設)

■調査期間：平成28年9月28日～10月12日

■調査方法：郵送方式のアンケート調査

■調査内容：①各施設の基本情報として、定員現員数、障害種別、実施事業、過去10年間の定員の増減等、②平成27年度入退所者の実態として、性別・年齢、障害種別、区分、入所前・退所後状況等である。

2. 相談支援事業所等における単身生活者等の相談の実態

単身生活をしている障害者の傾向と単身生活とな

った経緯について明らかにするものである。方法は、相談機関 3,013 カ所を対象に往復葉書調査を実施したほか 2 事業所を対象に電話等にて事例調査を行った（回収率 52.4%）。葉書調査では、平成 28 年年 7 月の 1 ヶ月間に相談を受けた単身生活をしている障害者の実数及び年齢・種別・支援区分の内訳を聞き、事例調査では、単身生活となった経緯等について確認した。

《調査 1》

■調査対象：相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センター（3,013 カ所）

■調査期間：平成 28 年 8 月 1 日～8 月 18 日

■調査方法：往復葉書によるアンケート調査

■調査内容：平成 28 年 7 月 1 ヶ月間に相談を受けた単身生活をしている障害者の実数及び内訳（年齢、障害種別、障害支援区分）、2 次調査の可否

《調査 2》

■調査対象：調査 1 で 2 次調査協力可と回答のあった 604 の相談機関の中から 2 事業所

■調査期間：平成 28 年 9 月

■調査方法：訪問及び電話でのヒアリング調査

■調査内容：事業所で対応している単身生活者の基本属性、現在の住まいの場、単身生活となった経緯、現在利用しているサービス、経済状況等

3. 重度障害者等包括支援事業のサービス利用の実態と運営上の課題

重度障害者等包括支援事業（重度包括）は、仕組みが誕生してから 10 年以上が経過しているが、全国で 30 人程度の利用実績しかなく、普及が進まない。また、これまで実際に重度包括を実施している事業の実態ならびにその対象者像について、調査したものはほとんど存在しない。そこで、本研究では、重度包括のサービスを提供している事業の実態等を調査することにより、①利用者の類型、②利用者へのサービス提供の実態、③重度包括事業運営の実態と課題、④重度包括の今後の展開と可能性について考察した。

■調査対象：重度障害者等包括支援を実施している 10 事業所全てにヒアリング調査

■調査方法：3 事業所（利用者数 15 人）は訪問によるヒアリング調査。7 事業所（利用者数 16 人）は電話によるヒアリング調査

■調査内容：①重度包括の対象者の類型と状態像、②重度包括を活用した支援の概要、③重度包括を開始した背景、④重度包括運営上の問題点や要望

4. グループホームにおけるスプリンクラー設置（予定含む）状況

グループホームにおけるスプリンクラー設置状況を明らかにした上で、設置義務があるものの設置予定のない事業所の数と、その理由を明らかにし、安全な環境が整えられた上で事業所の運営が行われるよう、対応策を検討する際の基礎資料を作成することを目的に取り組んだものである。調査は 2 種類行った。①全国のグループホーム 7,885 事業所を対象にホーム毎の設置状況等を調査した。さらに、1 次調査で明らかとなった②平成 30 年 4 月以降に設置予定のホームと設置予定のないホーム等を運営している事業所 587 カ所を対象に、設置義務の有無、今後の設置予定を調査した。

《調査 1》

■調査対象：全国のグループホームを運営している事業所（7,885 事業所）

■調査期間：平成 28 年 10 月 31 日～11 月 14 日

■調査方法：往復葉書によるアンケート調査

■調査内容：①事業所ごとに運営しているホームの数、②賃貸物件なのか所有物件なのか、③戸建て形式なのかアパートのような集合住宅形式なのか、④ホームごとのスプリンクラー設置状況、⑤スプリンクラーの設置が平成 30 年 4 月以降となるホームもしくは設置しないホームの理由

《調査 2》

■調査対象：調査 1 で「平成 30 年 4 月以降に設置予定」「設置を検討中」「未回答・未定」「設置しない予定」「面積を理由に設置義務がない」と回答した 741 ホームのうち、重複等を精査し、587 事業所を抽出

■調査期間：平成 29 年 1 月 31 日～2 月 14 日

■調査方法：郵送方式のアンケート調査

■調査内容：①事業所ごとに運営しているホームの

数、②障害支援区分4以上の利用者が8割のホームの有無、③障害支援区分4以上の利用者が8割のホームのスプリンクラー設置状況、④設置義務があるものの設置予定のないホームの理由

5. 障害支援区分における区分「なし」の者に対する一次判定調査結果

訓練等給付事業を利用している障害者のうち、障害支援区分で区分「なし」と判定を受けている人が、80項目の認定調査項目による一次判定（コンピュータ判定）を行うと、どのような判定結果が出るかを検証するパイロット研究である。具体的には、全国の就労移行支援事業所を利用している、区分「なし」者に対して、指導員・支援員が認定調査と同様の評価を行い、コンピュータ判定の結果がどのようになるかを調査した。

■調査対象：全国就労移行支援事業所連絡協議会メンバーリスト（調査時加盟事業所数60カ所）

■調査期間：平成28年9月15日から9月30日

■調査方法：メンバーリストを活用して認定調査項目（80項目）の評価を要請

■調査内容：全国の就労移行支援事業所を利用している、区分「なし」者に対して、指導員・支援員が認定調査と同様の評価を行い、コンピュータ判定の結果がどのようになるかを調査

6. 重度障害者が入居するグループホームのサービス提供の実態調査

グループホームを利用している障害者支援区分5、6の重度障害者を対象に、必要とするサービス量及びニーズを、利用者に直接関わった時間を項目ごとに記録するタイムスタディ調査を実施した。

■調査対象：9事業所、対象利用者53名

■調査時期：平成29年10月24日～平成30年1月22日

■調査方法：簡易式タイムスタディ調査

○支援者が、グループホーム利用者に直接関わった時間と関わった内容を記入（平日及び休日の各1日（24時間）について、1時間おきに関わった内容を調査票に記載し、当該記載の支援内容をコード化して

集計分析）

○調査票記載時に、実際に関わった内容を記録するほか、本来は関わるべきであったができなかった支援内容について時間帯ごとに自由に記述、結果を大枠化して集計

■調査内容：グループホームにおいて個々の利用者提供されるサービス内容と各サービス提供の時間（分）、様々な要因により個々の場面において提供が困難であったサービス内容とその理由（自由記述）

7. スプリンクラー設置（予定含む）状況調査（四次調査）

平成30年3月末で猶予期間が切れるグループホームにおけるスプリンクラー設置状況（半年前の見込み）について、昨年度に引き続き追調査を実施した。

■調査対象：GH運営を行っている7,885事業所（悉皆）

■調査方法：郵送調査（平成28年度調査と一括報告：一次～四次）

■調査内容：①事業所で運営しているホーム数、②ホームの種類（賃貸・集合住宅等）、③各ホームの利用者数、④6項口該当有無、④スプリンクラー設置・予定状況、⑤設置未定等の理由 等

8. 単身生活している障害者の実態ならびに支援のニーズに関する調査

グループホームや家族同居等から単身生活へ移行する際の課題を明らかにすることを目的に、グループホーム利用者ならびに単身生活者の生活状況や状態像等についてヒアリング調査を実施した。

■調査対象：特例子会社（4社）に勤務する障害者（主に、知的障害、精神障害がある者）

■調査期間：平成29年11月～12月

■調査方法：訪問によるヒアリング調査

■調査内容：基本情報、仕事、住まい、余暇、相談者、将来の生活の希望、お金、健康 等

9. グループホームにおける利用者の退所の実態に関する調査

全国のグループホームを運営する事業所を対象に、

平成 29 年 8 月 1 日現在のグループホーム利用者の基礎データ及び、平成 28 年度のグループホーム退所者の退所動機、退所理由、退所後の住居等、グループホーム退所者の実態像を把握する調査を実施した。

■調査対象：平成 28 年度に実施した「グループホームにおけるスプリンクラー設置（予定含む）状況調査」の送付先を精査した 6,603 事業所（悉皆）

■調査期間：平成 29 年 8 月 4 日～8 月 21 日

■調査方法：郵送方式によるアンケート調査

■調査内容：①平成 29 年 8 月 1 日現在でのグループホーム利用者の定員数と現員数、取得手帳、障害支援区分、年齢、②平成 28 年度 1 年間での退所者数、退所後の居住の場、退所を相談した人、退所の動機、退所の理由

（倫理面への配慮）

本研究は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）及び「疫学研究に関する倫理指針（平成 14 年文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）」を遵守し、実施された。実施に際しては、調査協力機関に個人情報の取り扱い等について事前に説明を行い、同意を得た。また、データと個人を特定する情報との連結可能性を低くするために、原則として、協力機関において既に匿名化されたデータを収集した。

C. 結果と考察

1. 障害者支援施設における利用者の入退所の実態に関する調査： アンケートに回答があった 1,806 施設（回収率 69.1%）のうち、既に事業廃止等を除く 1,798 施設を有効回答として分析した。合計の入所者定員は 97,526 人、現員数は 93,830 人であり、平成 27 年度新規入所者数は 4,493 人、退所者数は 4,877 人であり、定員の概ね 5%前後であった。新規入所者の年代は 10 歳代後半と 45 歳～64 歳が多く、退所者数は 10 歳代後半と 45 歳～79 歳の範囲が多い。65 歳以上の入退所に焦点を当てると、新規入所者は 244 人、退所者は 1,530 人であった。65 歳以上の新規入所者の障害支援区分は、区分 4・5 が多く、GH、家庭、障害者支援施設、一般病院からの入所が多い。

一方退所者は、半数以上が区分 6 であり、死亡退所が半数以上で、その他の移行先としては一般病院、老人施設の順であった。

障害者支援施設では、利用定員の約 5%程度が 1 年間に入退所しており、1 施設あたり平均 2 人程度の入れ替わりがあることが分かった。ただし、公立のリハビリテーション施設等の短期間の訓練施設や児童入所施設が含まれており、死亡退所以外の退所者がいない施設が過半数存在する。児童施設から成人施設への移行を除くと、障害者支援施設に新規に入所する障害者は、45 歳以上 65 歳未満が多く、グループホームから心身機能の低下が顕著、高齢化等により同居家族の介護・支援が受けられなくなる、加齢による病気・疾病における入院後の受け皿として、障害者支援施設が機能していることがうかがわれる。

2. 相談支援事業所等における単身生活者等の相談の実態：

1,464 事業所において、2016 年 7 月の 1 カ月に相談のあった単身生活者は、実数で 17,968 人であった。単身生活者の傾向として、20 代や 65 歳以上は 1 割弱と少なかったこと、主な障害種別は、精神障害者が最も多かったこと、障害支援区分は、「不明・非該当」「区分 1・2」で 7 割を占めており、比較的障害の軽い者が多いことが明らかとなった。また、2 次調査の項目検討のために実施したヒアリング調査からは、単身生活となった経緯として、「同居していた親が高齢者施設へ入居したため」「パートナーが死別したため」「パートナーと別居したため」といった 3 つのパターンが確認された。

65 歳以上の単身生活者が少ないのは、単身生活の継続が困難となり、施設等へ入所していることが推察される。また、障害支援区分 5・6 の重度障害者については、身体障害者ではないかと推察するが、重度の自閉症があり、他者と同じ空間で生活することが難しい方が一人暮らしをしているケースもごく稀ではあるが存在するため、そういったケースが含まれている可能性も考えられる。単身生活となった経緯については、3 つのタイプが確認されたが、非常に限られたサンプルからであり、また、年代も 50 代、60 代に偏っていたことから、次年度プレ調査を重ね

た上で2次調査を設計し、実施していきたい。

3. 重度障害者等包括支援事業のサービス利用の実態と運営上の課題

重度障害者等包括支援事業の全利用者である31人全員が、重度・最重度の知的障害があり（Ⅰ類型の利用実績なし）、住まいを共同生活援助としているのは20人（Ⅱ類型4人、Ⅲ類型16人）と、3分の2を占めていた。また、障害者支援施設の併設型短期入所を長期間活用し重度包括を活用しているのが2人（Ⅲ類型2人）、自宅で家族と同居しているのが8人（Ⅱ類型4人、Ⅲ類型4人）、単身生活が1人（Ⅲ類型）であった。重度包括として提供しているサービスは、共同生活援助、行動援護、短期入所、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、地域活動支援センターⅡ型、訪問看護（医療保険）であった。一方、事業所の運営上の課題は大きく、度重なる制度改正に取り残される、煩雑な事務負担が大きいといった課題が明確になった。

重度障害者等包括支援の利用者は、筋ジストロフィーや頸椎損傷、ALS等のⅠ類型については事業開始当初を除き利用実績がない。少ないながらも継続的に利用実績があったのは、意思決定支援において慎重な取り組みが求められるⅡ類型とⅢ類型である。こうした中、重度包括を実施している事業所の多くは、現在の仕組みにマッチした、事務負担が軽減される制度改定を強く求めている。重度包括の対象者像については、大島の分類で定められた重症心身障害児者やそれ以外の医療的ケアを必要とする知的障害者であっても、「寝返りができる」ことで重度包括のⅡ類型の要件に当てはまらない現状があり、疑問の声が上がっている。また、Ⅲ類型についても措置時代に自閉症児施設において、行動障害が著しい児童に対して、3カ月単位の訓練・緊急入所を行い、一定の成果をあげていた事例が確認されている。つまり、緊急あるいは短期間に状態像やニーズが変化する重度障害者への包括的な支援の在り方について、抜本的な検討が必要な時期に来ていると言える。

4. グループホームにおけるスプリンクラー設置（予定含む）状況

「設置しない予定」のホームが53.3%

と最も多く、次いで「設置済み」が27.8%となっていた。設置義務があるものの、設置を踏みとどまっているホーム数を把握するため、先の調査で、「平成30年4月以降に設置予定」「設置を検討中」「未回答・未定」「設置しない予定」「面積を理由に設置義務がない」と回答した587事業所を対象に、「事業所ごとに運営しているホームの数」、「障害支援区分4以上の利用者が8割のホームの有無」、「障害支援区分4以上の利用者が8割のホームのスプリンクラー設置状況」、「設置義務があるものの設置予定のないホームの理由」を確認したところ、設置義務があったホームは177ホーム（12.9%）、そのうち既に設置済みのホームが37ホーム（2.7%）であった。設置義務があるものの現在までに設置が済んでいない140ホーム（10.2%）のうち101ホームは「設置予定なし」（72.1%）となっていた。その理由を確認したところ、78ホームについては、利用者を調整したり、移転が決定していたりと、何らかの理由があったものの、残りの23ホーム（17事業所）については、「家主の了解が得られない」「費用が負担できない」といったことを理由にしており、今後の明確な方針が定まっていない状況にあった。

スプリンクラーの設置義務があるものの設置しない事業所のうち、明確な方針が定まっていない事業所が17カ所確認され、早急に今後の方針について検討することの必要性が確認された。また、一次調査で、設置を踏みとどまっている理由として最も多かった「費用負担の問題」については、その多くが設置義務のないホームであったことが、2次調査の結果を踏まえ推察された。

5. 障害支援区分における区分「なし」の者に対する一次判定調査結果

27施設、115人の認定調査80項目の一次判定（コンピュータ判定）結果は、非該当が2人（1.7%）、区分1が23人（20.0%）、区分2が64人（54.8%）、区分3が24人（21.7%）、区分4が2人（1.7%）で、区分5・6の者はいなかった。つまり、受給者証において区分「なし」と記載されている者のうち、ほとんど（96.5%）は、一次判定を行うと、区分1～3の範囲に入り、非該当は

例外的な人数であった（1.7%）。回答者の年代は、29歳以下が78人（67.8%）、30歳代が16人（13.9%）、40歳代が13人（11.3%）、50歳以上が8人（7.0%）であり、就労移行支援事業の特徴から若年者が多い傾向にあった。

訓練等給付受給者の障害支援区分が明記されていない（非該当・不明・区分なしと記されている）場合、一次判定を実施するとほとんどが区分1～3の結果が出ると推測される。また、地方自治体で一次判定を実施していても、受給者証に区分「なし」と記載されるのは、訓練等給付申請者については障害支援区分の認定手続きが省略されるからだと考えられる。さらに、今回の調査のコンピュータ判定で活用した「障害支援区分判定ソフト2014」は、データ入力段階で「介護給付」を選ばないと、調査項目にどのようなデータを入力しても、区分「なし」以外の結果を出力することがなかった。

6. 重度障害者が入居するグループホームのサービス提供の実態調査：支援の提供時間では、全事業所で1時間あたり80分を超える支援を提供。休日・平日とも1時間あたり200分前後、少なくとも3人以上のスタッフにより支援している事業所もある。重度障害者を支援する事業所においては、少なくとも2-3名の支援スタッフが必要と考えられる。支援領域別の提供時間では、支援の内容5領域別の提供時間は、合計では休日・平日による大きな差異は認められない。支援の提供時間及び内容では、支援の必要度が高くなるほど直接支援比率が高まり、結果的に支援時間が短くなる。間接支援比率では、支援の必要度が高いほど比率が低くなる。障害支援区分との関連では、休日では区分6を除き区分が高くなるほど支援時間が減少し、平日では緩やかな相関が認められる。間接支援比率では、区分が低いほど比率が高い傾向が見られた。

●**重度障害者の住まいとしてのGHの意義：**個々の利用者の特性に応じ適切な職種により支援が行われるならば、障害の程度や年齢に関わらずGHを住まいの場とした日中生活及び社会生活は可能。特に、医療的ケアの機能を備えたGHの展開は、高齢化・重度化

への備えとしてより積極的な役割を果たすべき。

●**日中活動における支援との連携：**強度行動障害のある知的障害者は、行動面・活動面に対する細やかな配慮が求められ、GHの住まいの場としての役割だけでは十分ではない。日中支援の事業所や相談支援事業所との連携が重要。

●**間接支援（見守り・声かけ等）・環境への配慮の重要性：**身体機能面の障害に対しては、支援の必要に対しては直接的な支援が必要であるのに対し、行動上の問題については見守りや声かけ等を行うことでその発生「頻度」を減少させることが可能であることを示唆しており、特に行動上の問題については、当該行動が生じた際の対症療法的な支援以上に間接的な支援が重要である。

●**人員の確保：**自由記述「支援を十分に行うことが困難であった場面等」から、高齢利用者中心の⑦事業所以外では、「見守り」に関する記述が大半を占めており、支援の現場ではこれら間接的な支援の必要性が認識されていることをうかがわせるとともに、GH利用者の生活の質を保障していく上でも人員の確保、特に朝及び夕方における人員の確保が必要であると思われる。

7. スプリンクラー設置（予定含む）状況調査（四次調査）：昨年度実施した「グループホームスプリンクラー設置実態・予定調査」一次～三次調査で、平成30年3月末までにスプリンクラー設置予定ないし設置の方針が未定のホームがある672事業所に、平成29年9月28日から平成29年10月20日にかけてアンケート調査を実施し、515事業所（回収率77.7%）よりデータを得た。経過措置が終了する半年前時点で、スプリンクラー設置が行われていないのは、423棟であり（回答ホーム数の19.8%）、そのうち設置予定284棟、設置不要の理由ありが125棟であり、方針未定は14棟（10事業所）だけであり、その理由は費用負担できない等の経済理由8棟、方針が決まらない5棟、設置基準緩和申請中が1棟という状況であった。

●平成29年11月20日に消防庁より「消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）」（消防予第

355号)が発出され、共同住宅利用型のグループホームに関して、スプリンクラー設置を免除する特例が記された。そこで、方針未定の14ホームのうち、共同住宅型利用を行っている2事業所、5ホームについて電話調査を行った結果、平成29年12月末時点で、スプリンクラー設置義務のある9ホームが、平成30年4月時点での方針が未定であった。今回の調査により、この経過措置終了時点で、スプリンクラーの設置の見込みが無いグループホームが9カ所と、非常に少数であることが明らかになった。

8. 単身生活している障害者の実態ならびに支援のニーズに関する調査

調査対象者8人のうち、性別は全員男性、平均年齢は38.8歳、障害者手帳種別は療育5人、精神3人であった。全員が週5日勤務しており、経済状況では7人が給与に加えて障害基礎年金を受けていた。現在の住まいは、グループホームが6人、単身(アパート)が2人であり、「いまの生活の継続の希望」の問いに対し、全員が継続を希望していた。「いまの生活での困りごと」の問いに対し、6人が「ある」と回答し、具体的には「隣の部屋がうるさい」「部屋の片付け、家事」「グループホームの世話人とのやりとり」等であった。「いまの生活を続けるために手伝ってほしいこと」の問いに対し、4人が「ある」と回答し、具体的には「お金のやりくり」「相談に乗ってもらいたい」「爪を切ってもらいたい」等であった。相談できる人や場所の有無の問いに対し、全員が「ある」と回答し、具体的には「両親」「家族」「グループホームの世話人」「就労支援センター」等であった。「これからの生活での不安や心配の有無」の問いに対し、5人が「ある」と回答し、具体的には「両親が高齢で病気が心配」「両親が亡くなった後の生活」「料理やお金の管理」「年金や給料などお金のこと」「お金の管理」等であった。

●対象者全員が、現在の住まい、日中の仕事いづれも安定しており、全員がいまの生活をつづけることを希望している。日中安定して就労ができ、社会での適応力がある人は、GH等の集団生活にも適応して継続ができていると推察される。

●グループホーム入居者全員が「いまの生活をつづ

けたい」という回答であり、全体的に変化は望まない傾向があった。一方、「将来だれと住みたいか」の問いに対して、「一人で静かに過ごしたい」「隣の音が聞こえないところがいい」「結婚したい」などの潜在的なニーズがあることがうかがえ、個々のニーズを把握し、将来希望する生活に現実的に近づけていく支援を行うことが求められる。

●自立度が高いと思われる軽度の知的障害者や精神障害者であっても、単身者、グループホーム入居者ともにいまの生活、将来の生活に不安を抱えており、具体的には「身のまわりのことができるかどうか(親なきあと)」、「お金のこと(収入、自己管理)」が多い。

●相談できる人、機関を全員が持っており、日常的に相談できる機会が保障され、生活の困りごとや不安を解消できていることで、生活が安定していることがうかがえる。地域の相談支援事業所や就労先、日中支援事業所、グループホームなど、地域で連携して支援をする体制の構築が重要であることがうかがえる。

9. グループホームにおける利用者の退所の実態に関する調査

3,586事業所(回収率54.3%)から返信があり、5,747人分のデータを得ることができた。平成28年4月から平成29年3月までの1年間に退所された人は3,782人(グループホーム利用者の6.5%)で、グループホーム退所の理由として、死亡による退所者は295人(7.8%)、転居等による退所者は3,487人(92.2%)であった。死亡による退所者の平均年齢は58.6歳(中央値61.0)と高齢者であることが窺える。年齢の分布をみると、40歳代が772人(20.4%)と最も多く、次いで20歳代が669人(17.7%)、50歳代が661人(17.5%)、介護保険の対象となる65歳以上は631人(16.7%)と2割弱であった。また、障害支援区分をみると、区分2が823人(21.8%)と最も多く、次いで区分3が801人(21.2%)、区分なしが799人(21.12%)であった。年齢と障害支援区分をクロス集計してみると、20歳代で区分2が183人(4.8%)と最も多く、次いで40歳代で区分3が181人(4.8%)、40歳代で区分なし

が 178 人 (4.7%) であった。

●グループホーム退所の実態を見てみると、利用者の多くは継続利用だが、毎年一定数の退所者が存在していると推測される。

●そのグループホーム退所者を類型化すると、①ステップアップ型、②身体・医療的ケア型、③集団生活不適應型、④自宅可逆型が挙げられ、これに死亡退所を加え 5 類型に分けることができる。また、転居者の居住先は、全体では自宅同居、自宅単身、他グループホーム、入所施設、病院等への移行が、ほぼ同率で多くなっているが、類型別に見てみると、類型毎に特化した退所先があると推測される。

●グループホーム利用者には、継続利用が望まれるにもかかわらず、支援が伴わずにグループホームを退所してしまう退所者等が一定数存在することが推測される。この結果より、多様なニーズに応えられるグループホームの整備を進めていくとともに、退所理由に応じて自立生活援助事業所等との連携した支援を続けることができる環境の整備が、今後のグループホームに求められる機能の重要な課題といえるだろう。

D. 結論

1. 障害者の住まいの在り方を検討する上での背景

1) 50・80 問題

50・80 問題が社会的な課題として脚光を浴びている。障害福祉の分野では、親と同居している障害のある人が 50 歳に到達する頃には、親は 80 歳という介護状態になるリスクが高い高齢に到達していることを指す。本調査で、障害者支援施設に新たに入所する年代は、50 歳代がもっとも多いという結果を得ており、50・80 問題は、障害者の住まいの在り方を検討する上で、重要なポイントのひとつである。

2) 団塊世代と団塊ジュニア

私たちの国の人口は、年齢別にみると、昭和 22 年から 24 年前後に誕生した団塊世代と、昭和 46 年から 49 年前後に誕生した団塊ジュニア世代の人口が非常に多い、歪な構造になっている。平成 30 年の現在、団塊世代は 70 歳前後、団塊ジュニアは 45 歳前後の

年齢に達している。この団塊世代と団塊ジュニアが、障害者の住まいの在り方を検討するもうひとつの重要なポイントである。なぜなら、5 年後の平成 35 年には、団塊ジュニア世代の多くは 50 歳に到達し、50・80 問題の中心世代になるからである。それも、現在とは比べ物ならない大きな人数がそこには存在する。

2. 高齢・重度化の障害者支援施設

1) 調査結果から

- ・障害者支援施設の新規入所者は 50 歳代が多い
- ・障害者支援施設の平均年齢は過半数が 50 歳を超えており、高齢化対策が大きな課題に
- ・障害者支援施設利用者の障害支援区分はほとんどが 5・6 であり、重度障害に特化している
- ・障害者支援施設からの退所者は 60 歳代が最も多く、ほとんどが病院や他施設入所か死亡退所である。
- ・地域移行による退所者がもっとも多いのは、40 歳代後半から 50 歳代前半であるが、それでも他施設移行や死亡退所数の半分程度である。

2) 推測されること

- ・障害者支援施設における「若年期・壮年期に入所した障害者に対して、地域生活に必要な様々な準備
- ・支援を行い、地域移行を実現する」機能は、小さくなっている。現在は「高齢・重度の障害者に、安全で健康な老後を提供するか、地域移行するには高齢・重度の障害者に必要なサポートを検討・調整する」機能が求められている
- ・障害者支援施設と介護保険施設の垣根を低くする施策がはじまった。障害者支援施設に入所している高齢障害者が、介護保険施設利用に変わっていく事例が増えてくると推測される。
- ・これからの新しい時代の障害者支援施設にどのような機能が求められるか、再検討すべき時期である。

3. GH の重度障害者対応

1) 調査結果から

- ・スプリンクラー設置のグループホームが増え、障害者支援施設と同じ基準の利用者の受け入れ環境は

整いつつある

・障害者支援施設においても支援が難しいと考えられている、特に強度行動障害、重症心身障害児者、重度重複障害（高齢知的障害）といった区分6たちを支えているグループホームが少しずつ増えている。そして、このようなグループホームでは、特定の分野の高い専門性をもつ支援を提供し、建物設備や人員配置も特定のグループに合わせた調整を行っている。

・比較的小さな集団で、特定のグループに特化した高い専門性のある支援を求める時代背景は、重度障害者等包括支援事業の利用実績が伸びない原因のひとつである。しかし、壮年期・中年期以降に障害となり、通常のコミュニケーション手段での意思疎通が難しく、寝返りが困難な身体機能の人には在宅支援のニーズは高く、重度訪問介護を含め、その仕組の在り方について検討が必要である。

2) 推測されること

・障害者支援施設以上に、専門的に重度障害者の生活を支えているグループホームが登場しはじめた。ただし、地域に日中活動、医療、移動等の特定の対象者に特化した専門的なチームが必須であり、核となる専門的ノウハウのある組織を中心に連携を推進することが不可欠である。

4. 多様なニーズに応えるグループホーム

調査結果から・推測されること

・グループホーム入居者の平均年齢は40歳少々、団塊ジュニア世代が多いと推測される。

・グループホーム退所者は、1年間で定員の6%程度であり、多くの人は比較的長期間グループホームで生活していることが推測できる。

・退所理由として、①精神科病院入院、②元の家庭に戻る、③単身生活移行が多く、どれも全利用者数の1%程度である。

・①の群には、長期間の入院以前に、地域生活や集団生活疲れの早い段階での短期間のリフレッシュ入院や静穏環境が整った短期入所利用などで、ある程度の予防が可能かもしれない。

・③の群は、年間1%程度であり、各種調査ではより高い希望者の存在が明らかになっているが、その希望を叶えるプランニングが不足している。

・②の群は、若い年代が最も多く、利用したGHの生活にマッチしなかった者が多いと推測される。住まいを変わることは容易ではないが、長い人生の中では常に考えておく必要がある。いずれ50・80問題に直面することを支援者は理解しておく。

・一般雇用している40歳前後の知的障害者・精神障害者のインタビュー調査では、グループホーム生活の継続を望んでいる。働く障害者にとっても、集団生活の場が安定した職業生活の基盤になっていると考えられる。

5. まとめ

障害者支援施設はこれまで以上のペースで定員数の減少が予想され、特定の分野の専門性の高い組織が、地域のネットワークを活用しながら重度障害者に特化したグループホーム運営をはじめている。一方、団塊ジュニアの50・80問題を間近に控え、グループホーム整備のニーズは急激に高まり、そして多様なニーズに応じていく必要が出てくる。人生80年を想定した障害者の様々な住まいの在り方をプランニングする支援体制が必要になってくる。

E. 研究発表

1. 論文発表

・村岡美幸・志賀利一：相談支援事業所における単身生活者等の相談実態. 国立のぞみの園紀要10号, 30-34, 2017.

・志賀利一：障害者支援区分における区分「なし」の者に対する一次判定調査結果. 国立のぞみの園紀要10号, 35-39, 2017.

・信原和典・志賀利一：障害者支援施設における利用者の入退所の実態に関する調査. 国立のぞみの園紀要10号, 40-44, 2017.

・村岡美幸・志賀利一：グループホームにおけるスプリンクラー設置（予定含む）状況. 国立のぞみの園紀要10号, 45-50, 2017.

・志賀利一・古川慎治・田中正博・信原和典・古屋

和彦：重度障害者等包括支援事業のサービス利用
の実態と運営上の課題, 国立のぞみの園紀要 10号,
51-60, 2017.

2. 学会発表

特になし（平成 30 年 3 月末現在）

重症心身障害や強度行動障害など重度障害者の
グループホームをめぐる重層的支援の課題

重症心身障害や強度行動障害など重度障害者のグループホームをめぐる重層的支援の課題

分担研究者： 口分田 政夫¹⁾

1) びわこ学園医療福祉センター草津

研究要旨

重度障害者例えば重症心身障害や強度行動障害などのグループホームは通常のグループホームでは対応が困難な場合が多い。特別に配慮が必要な項目は以下の通りである。①医療的ケアへの対応、②グループホームのハードへの課題、③人の確保と専門性、④状態像の変動に対する制度的裏付け、⑤グループホームを支えるネットワークの整備などである。

A. はじめに

重度障害者例えば重症心身障害や強度行動障害などのグループホームは通常のグループホームでは対応が困難な場合が多い。特別に配慮が必要な項目は以下の通りである。①医療的ケアへの対応、②グループホームのハードへの課題、③人の確保と専門性、④状態像の変動に対する制度的裏付け、⑤グループホームを支えるネットワークの整備などである。

医療的ケアの機能を備えた GH については、重症心身障害者対応（医療的ケア対応）のグループホームの調査、研究の継続を行い、実際の運営課題、重症心身障害者グループホームの支援体制（介護比率、看護師配置および業務内容）、地域医療機関との連携等、医療的ケアが必要な重症心身障害のある人が地域の中で、安心して生活できるグループホームの在り方について検証が必要と考える。

新類型の日中サービス支援型が、重症心身障害者対応グループホームにとって、有効となり得るか実態把握と検証が必要である。

B. 医療的ケアへの対応

医療的ケアへの対応については以下の方法が考えられる。①看護師の配置あるいは連、②3号研修終了者等によるヘルパーによる医療的ケア、③グループホーム医療連携体制加算による看護師あるいは医師による健康管理、④地域でのかかりつ

け医や緊急入院先との連携、⑤グループホームへの医師、看護師、薬剤師、リハビリ、歯科医師などによる訪問診療などがある。それぞれが単独であることより、①～④までが役割分担を果たしながら、重層的に重なりながら連携して支援することが重要である。

C. グループホームへのハードへの課題

重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方はやや大型のストレッチャー型の車椅子が移動できる、モニターや吸引機、排痰補助装置、人工呼吸器などが配置できる通常よりは大型の個室が必要である。また、可能であれば、処置室、静養室、感染隔離室を兼用した部屋が最低一部屋はほしい。また、各居室は、プライバシーが守られながらも、感染時や不安定時に職員の観察が可能となる構造が必要である。それには、居室入り口のドアに比較的大きな窓を設置し、体調不良時や感染時は、その窓から、ドアを閉鎖した状態でも体調を観察できる。また、体調がよく、プライバシーが優先される時は、窓にカーテンもしくはブラインドを装着して、個人の私的環境を守るなどの選択ができることが大切である。以前、我々の重症心身障害のグループホームで感染体調不良時に観察できる窓がないため居室のドアを明けて、体調を観察せざるを得なかった時があり、その時は一挙にグループホーム内に感染が拡大したことがあった。医療的ケアが必要な人たちの居室の構造は、

必要に応じて、プライバシーと観察とが選択できる構造が必要である。また、リビングや食堂には、数名の重症心身障害の方と支援者が車椅子や座位保持装置で移動しながら交流できる広めの空間が必要である。

一方強度行動障害に対するグループホームは、中央に、走る、ジャンプする、窓や壁をたたくななどが思い切りできる、広い空間が中央にあることが重要である。また、その周囲には、音や周囲からの刺激を可能な限りシャットダウンし、クールダウンし、また自分の好きな活動に没頭できる個室があることが望ましい。窓や壁や明かりには、たたいたり、投げたりしても壊れない強剛性や遮音性が必要である。

インクルーシブな地域生活を実現するにはこうしたハードの整備も重要である。

D. 人の確保と専門性

人の確保は大きな課題である。同時に、重症心身障害（医療的ケアも含め）の理解やその支援について、支援者（従事者）研修による、支援者の育成、ケアの質の担保が必要である。また、グループホームが支援者にとって魅力ある職場であることが必要である。そのためには、グループホームで重症心身障害の方や強度行動障害の方が生活することが、その街を活性化していているという実感が得られることが必要となる。かつて信楽青年寮の知的障害の方が街の陶器産業に従事することで、信楽の街が活性化したようなモデルを構築する必要がある。また、支援者は、グループホームの支援以外に、通所施設、入所施設、居宅介護、相談支援、創作活動障害者アートの現場など多様な職場を経験しながら技量のアップと同時に視野の広がりをもてるようになる育成システムが必要である。

E. 状態の変動に対する対応と制度的裏付け

重症心身障害の方や強度行動障害の方は、体調不良になったり、パニックになったりする事がある。そのための緊急対応の仕組みが必要である。通所にいけず、ホーム内の見守りや病院付き添いになった

時、何らかの人的配置が可能な報酬があること、必要に応じて緊急入院先や入所先が確保されていることなどである。また、強度行動障害の方などが不安定になったとき、日中活動の施設等から緊急的にグループホームに駆けつける人がいるような緊急配置加算のようなものが必要であろう。こういったことを可能にする制度として、現行のもので可能性があるのは重度包括支援である。ホームでも、通所でも、病院付き添いでも、個人に支給されている報酬を切り分けて活用できる制度であれば、こうした状態像の変動にも対応できる。ただし現行の重度包括支援はとても使いにくく報酬的にもメリットがないため全国的に使用例が少ない。今後、使い勝手がよく報酬的にも運営可能なレベルになると、グループホームで生涯過ごし、看取りまで可能となるだろう。今回新設された日中活動型のグループホームも一つの選択肢となる。

F. グループホームを支えるセーフティネットワーク

重症心身障害者においても強度行動障害のある知的障害者と同様、日中支援の事業所（通所施設）と連携、特に、健康面のフォローにおいて通所看護師との連携が重要である。また障害の重い人の地域生活を支えるために、居住の場だけでは十分でなく相談支援や他支援事業との連携が不可欠と考える。その中で地域の他の医療や福祉の資源と結びつく事ができる。この中で一つ提案したいのが入所施設の活用である。在宅支援やグループホームの充実が入所施設を減らしていく、という考えではなく、入所施設を地域に開かれた在宅やグループホームのバックアップ施設として活用していく方法である。入所施設には、例えば重症心身障害施設には一定の医療と介護と日中活動の資源が集約されている。また強度行動障害に対応できる知的障害の入所施設には、建物としてのハードと支援スキルとしての人が集約されている。グループホームでの生活が不安定となったとき、一定の期間入所施設で安定化を試み、また安定すればグループホームに帰っていく。こうしたバックアップ施設を適切に配置する事でグループホ

ームでの生活の安心感は飛躍的に増す。我々も重症心身障害対応のグループホームで、同一法人の重症心身障害施設が有効なバックアップ施設となり得ている。他の法人からのバックアップ依頼も引き受けている。こうした機能を持つ入所施設の必要性は今後、地域生活施策が充実し重度障害者の地域生活が進めば進むほど増してくるだろう。また、重度障害者の高齢化を迎えてますます必要性が高まるであろう。

G. 最後に

グループホームが重症心身障害者や強度行動障害者などの重度障害者の住まいの場として有効であり続けるには、単独で運営されるのではなく地域の医療福祉の資源やバックアップ施設などの重層的支援のネットワークの中で運用されることが不可欠であると考える。

障害者福祉の現状及び

将来の方向性の課題

厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)
(総合) 分担研究報告書

障害者福祉の現状及び将来の方向性の課題

分担研究者： 大塚 晃¹⁾

1) 上智大学総合人間科学部

研究要旨

障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用の在り方に関する研究から得られた知見について、障害者福祉の現状及び将来の方向性の観点から以下のように考察する。

障害者福祉施設における利用者の入退所の実態に関する調査においては、高齢化とともにケアの必要性が高くなるが、適切に対応できていない状況が伺えることより、障害者を対象とした特別養護老人ホームなどの施策が拡大される必要があると考えられる。

重度障害者を対象としたグループホームの実態の調査研究においては、①より合理的な区分も究明し、重度障害者を対象としたグループホームの実態の詳細を明らかにすることが望まれる。②今回の報酬改定で創設された「日中サービス支援型共同生活援助」により、従来よりも手厚い世話人の配置としたが、重度化した利用者への世話人による支援は限界があることを認識するべき。③グループホームあるいは在宅からアパート等に移行するには、相談支援事業所が十分に機能する必要がある。

相談支援事業所等における単身生活者等の相談の実態においては、今後更に①単身生活の障害者と相談支援事業所等との相談等を通じての繋がり、②相談支援事業者等と単身生活者等との相談の実施実態、③相談支援事業者の相談の立場、を明らかにすることが望まれる。

A. はじめに

障害者自立支援法から障害者総合支援法にという障害者施策の流れのなかで、障害者が安心した地域生活を送ることができるよう、個々の障害者の状態像やニーズに応じて居住支援、活動支援、就労支援などの障害福祉サービスが提供される仕組みが構築されてきた。特に、ノーマライゼーションの原則に則って、入所施設からグループホームなどへの地域移行が障害者福祉計画に基づき推進されてきた。しかし、障害者自立支援法施行後10年以上を経過して、グループホームの増加と比して地域移行も鈍ってきた感がある。入所施設に残っている約13万人は高齢化し機能の低下した利用者や行動障害などをもつ利用者などいわゆる重度化した利用者と言えるだろう。このような障害者福祉施設からの地域移行の鈍化と、在宅の障害者のグループホーム利用者の増加という状況の

中、引き続いて地域移行を進めていくためには重度化した利用者に対応したグループホームがますます必要とされる状況がある。

B. 障害者福祉施設における利用者の入退所の実態に関する調査

入所時の支援区分に関して、区分1が0.8%、区分2が3.9%、区分3が10.2%、区分4が23.1%と必ずしも重度でない者が入所している。退所者については65歳前後の年齢の割合が高くなっており、高齢化とともにケアの必要性が高くなるが、適切に対応できていない状況が伺える。のぞみの園の高齢化した知的障害者の調査研究においても、65歳になった500名程度の入所者が、毎年、特別養護老人ホームに移行しているという現状がある。施設入所支援は、介護保険の適用除外であるが、親亡き後も含めて長期にわたって支援が受けられる

ことを多くの家族は望んでいるが、実際は、高齢になり介護が必要になれば高齢者施設のほうニーズが満たされることになっていることが伺える。今後は、地域共生サービスの延長線上において、特別養護老人ホームにおける高齢化した知的障害者の受け入れ、あるいは施設入所支援の特別養護老人ホームへの転換等の施策が行われていくだろう。障害者を対象とした特別養護老人ホームなどの施策が拡大される必要がある。

C. 重度障害者を対象としたグループホームの実態の調査研究

この研究では、①行動障害があるものを対象としたGH、②重症心身障害者を対象としたGH、③高齢知的障害者を対象としたGH、④重度の身体障害者を対象としたGHの4つに分かれたということが報告されている。行動や年齢や障害種別と異なった内容によって区分したことが意味あることであるが、現実を説明するために、より合理的な区分も究明すべきと考える。訪問ヒヤリングにより、より詳細な重度障害者を対象としたグループホームの実態が明となることが望まれる。それにより、グループホーム支援の機能が明かとなる可能性が高くなる。今回の報酬改定においては、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設したこと。日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本としたこと等評価できるものがある。しかし、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置としたが、重度化した利用者への世話人による支援は限界があることを認識すべきである。また住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホームを新設されたことは、小規模入所施設の実現を果たしただけで、少人数による地域の

住まいとしてのグループホームの原点を逸したものととなっている。

D. 相談支援事業所等における単身生活者等の相談の実態

アパート等で単身生活を行っている障害者については、相談支援事業所等と相談等を通じてつながりがある状態が伺われるが、その詳細の内容について明らかとなっていないのは残念である。更なる調査のためのプレ調査は行なわれたが、本調査も生活実態を把握するためにも必要であると考える。一般的に言えることであるが、相談支援事業所等は、単身生活者等の相談をあまり受けていない実態があるのではないかと。特に、アパート等での生活については、身体障害者の場合はピアカウンセリング、精神障害者の場合はピアサポーターなどより当事者に近い相談支援が行なわれることが普通になってきた。そのような中で、旧態の相談支援専門員はどんな立場で支援を行うのであろうか。相談支援が計画づくりのための相談に終始し、地域での生活を支えるということに困難にしている。ケアマネジメントからソーシャルワークへという言葉では言い表せない相談支援のアイデンティが問われている。

E. 最後に

最後に、上記と重なるところがあるが、以下の事柄を提言する。重度の障害者を対象としたグループホームについては、障害者福祉施設などからの地域移行の受け入れ先として、その機能を発揮する必要がある。強度行動障害や医療的ケアの必要ないいわゆる重度の障害者には、今までの世話人による支援という枠組みでの対応は困難であり、支援員などによる支援の枠組みを構築し、有効な具体的な支援方法についての知見を蓄積する必要がある。そのための調査研究が引き続き重要である。また、グループホームも終の棲家ではなく、アパート生活など本人のニーズに基づく移行ができる環境作りが重要である。障害者福祉施設からグループホームへ、グループホームからアパート

等への移行は、ともに障害者相談支援が機能しなければ成しえないものであり、従来のサービスの枠を前提とした相談支援から、本人の意思決定にもとづく地域移行に積極的に取り組む相談支援に生まれ変わる必要があると考える。

グループホームを利用した障害者の
地域生活の課題

厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)
(総合) 分担研究報告書

グループホームを利用した障害者の地域生活の課題

分担研究者： 谷口泰司^リ

1) 関西福祉大学社会福祉学部

研究要旨

本研究では、共生社会の実現に向け、また、高齢・重度化が進む障害者への支援のあり方特に住まいのあり方を探るため、障害者支援施設及びグループホームを中心として複数の調査を行い、実態把握に基づき多角的な視点から、障害者の地域生活においてグループホームが果たすべき役割を検証したものである。

平成 28 年度の横断的かつ量的調査の結果をふまえ、平成 29 年度では重度障害者が利用するグループホームにおいてタイムスタディ調査を行い、時間帯ごとに実際に提供されているサービスの実態把握を試みたが、各調査結果を横断する特徴として、高齢化・重度化が進む障害者領域において、グループホームも同様の課題に直面ものの、適切な人員配置により支援が行われるならば、年齢や障害の程度に関わらず地域生活が可能であることを示唆するものとなっている。

一方で、家族を含めた問題（いわゆる「50・80 問題」）をはじめ、安全・安心な住まいの場の確保を前提とした地域生活を充実させていくためには、これまで以上に日中支援の場及び相談支援が確保されていくことが重要であることを示す結果となった。

重度障害者・高齢障害者が生活するグループホームにおける先駆的な取り組みが各地域で普及していく（そのための人材等を確保する）ことで、高齢化・重度化という新たな課題に直面している障害福祉領域における地域生活の質量ともの充実と、共生社会の実現に大きく寄与する可能性があるものと考えられる。

A. はじめに

共生社会を実現していくためには、現在障害者支援施設を利用している者の地域移行を見据えた取り組みとともに、在宅においても「親亡き後」を見据えた地域生活の継続のための支援のあり方を考えることが必要となるが、グループホームはそのいずれの場面においても重要な位置を占めるものと考えられる。

本研究では、グループホーム利用者の実態把握（特に重度障害者のサービス提供の実態把握）を中心としつつ、障害者支援施設からの入退所の状況及び単身生活者のニーズ把握等を含めた横断的な視点から、年齢や障害の程度に関わらず地域で生き活きと生活していくために、グループホームが果たすべき機能及び必要な支援のあり方を明らかにすることを目的とした。

B. 障害者の高齢化等に対応した障害者支援施設の今日的な役割

障害者支援施設においては、利用者の高齢化が進んでいる。さらには、中高年齢層の新規入所が多いという状況は今後も続くものと考えられる。また、障害者支援施設の入所者の障害支援区分は区分 5・6 が多くなっており、重度障害者の比率がより高まっているとともに、青壮年期の地域移行については、可能性の高い者の退所が一段落しつつあり、今後もこれら青壮年期の退所が直線的に伸びていくことは想定しがたい状況にある。

一方で、重度障害者に対応したグループホームでは、医療的ケアが必要となる者から強度行動障害、高齢障害者の介護ニーズに対しても適切な支援が行われているなど、従来の「重度≒施設」という枠組みではない取り組みも増えつつある。

また、死亡以外のグループホームからの退所は

大きく4つの理由に整理されるが、ステップアップ型を除き、退所先として障害者支援施設は一定の重要な位置を占めている。

障害者の高齢化やより高齢化した家族の支援が限界（いわゆる「50・80問題」）となる在宅生活者の受け皿として、グループホームが十分に機能するためにも、障害者支援施設の今日的な役割を検討し、施設と在宅基盤の連携を図ることが必要となる。

調査結果を見ても、在宅・グループホーム・障害者支援施設は、不可逆的な一方通行ではなく、双方向の流動的なものであることがわかる。同時に、障害者の高齢化をはじめ「50・80問題」を考えた時、今後の障害者支援施設には、2つの異なる機能が求められる。一つには通過施設としての機能であり、一つには生活施設としての機能である。

前者（通過施設）は、障害者支援施設が従来から担ってきた（担うべきとされた）機能である。特に青壮年期において、一時的に集中的な支援を受け、グループホームや在宅生活に移行していくという流れの中で、通過施設として障害者支援施設が果たすべき役割は何にも増して重要である。

後者（生活施設）については、これまでは“現実的に”果たしてきたものであり、特に在宅基盤がなく、施設か在宅（≒家族支援）かの選択肢しかなかった時代には、一旦入所すれば事実上、当該施設が終の棲家として機能していたという実態がある。しかしながら、現在では在宅基盤の状況が大きく変化している一方で、「50・80問題」への対応という側面からも、これまでの消極的な選択肢としての生活機能を再考すべき時期が到来している。特に、調査結果にもあるように、中高年齢層の新規入所はまさに今日的な対応を迫られるものであり、これらの層に対し、従来の通過施設としての機能だけではミスマッチが生じることは明らかである。

これらの者のニーズを充足するためには、今一度、障害者支援施設の生活機能面を見直すことが必要となる。なお、この場合において、従来の基

準の見直しが必要となることは言うまでもない（生活施設としての特別養護老人ホーム・養護老人ホームの居室定員は原則個室であるのに対し、生活施設としての位置づけがない障害者支援施設の居室定員の基準は「4人以下」であること等）。

様々な在宅基盤と連携する際の拠点機能として、障害者支援施設に新たな（今日的な）意味を見出すことが、グループホームのあり方を検討する際の前提の一つとなる。

C. 重度障害者の住まいとしてのグループホームの意義

重度障害の状態像は多岐にわたり（重症心身障害・強度行動障害等）、また高齢障害という加齢に伴う複合的な課題が生じる場合もあるが、個々の利用者の特性に応じ適切な職種により支援が行われるならば、年齢や障害の程度に関わらずグループホームを住まいの場とした地域生活が可能であることを示している。

介護・高齢者の領域を見ても医療支援との関わりが重要視されているが、医療的ケアの機能を備えたグループホームの展開は、高齢化・重度化への備えとして、障害者の状況の変化に柔軟に対応できる住まいの場として、今後はより積極的な役割を果たすべきであると思われる。

これらの点からも、平成30年4月から新設される「日中支援型」共同生活援助は、高齢の知的障害者や重症心身障害者の住まいの場として注目すべきであり、従来の日中支援と休日・夜間支援を区分して評価してきた報酬体系に逆行するという側面だけで批判すべきものではない。

地域生活支援拠点の整備の中で、重度障害者に対応（医療的ケアへの対応を含む）したグループホームを住まいの場として位置づけていくことで、これまで地域生活が困難であると考えられてきた者や、「親亡き後」の住まいの場の確保が困難と考えられてきた者に対し、住み慣れた地域での生活の継続にかかる展望が拓けていくものと思われる。

D. 日中支援・相談支援との連携の確保

単身生活者の実態調査結果では、生活の安定に対し相談支援事業所や日中活動の継続が果たす役割が大きいことを示唆するものとなっている。

また、重度障害者が生活するグループホームのタイムスタディ調査結果では、休日とはもかく平日の日中帯は事業所外での日中生活（生活介護）や社会生活（就労等）を過ごしているなど、単に住まいの場を確保するというだけでは十分ではないという結果となっている。

これらの者の状態・状況の変化に気づき、柔軟に対応しつつ生き活きとした地域生活の継続を支援する役割として、日中支援の事業所や相談支援事業所の役割が重要となる。

住まいの場としてのグループホームにおける役割（変化を可能な限り避ける）と、状況の変化に対応する日中活動の場や相談支援の役割の一層の連携が求められることとなる。

この連携を確立し機能させていくためには、市区町村ごとに設立されている協議会（地域自立支援協議会等）の活性化を図るとともに、基幹相談支援センターや圏域におけるコーディネーターの役割は極めて重要であり、これらの活動や機関に対する十分な評価が行われることが必要と思われる。

E. 間接支援（見守り・声掛け等）・環境への配慮の重要性

重度障害者がグループホームで生活する際の支援にかかるタイムスタディ調査結果からは、「間接支援」や「環境への配慮」が重要な要素を占めることが確認された。特に行動上の問題については、見守りや声掛け等を行うことでその発生「頻度」を減少させることが可能であることを立証している。

直接的な介護についてその必要性を理解することは容易であるが、知的障害のうち、特に行動上の問題については、当該行動が生じた際の対症療法的な支援以上に、これら間接的な支援や、環境への配慮（環境調整）が重要であり、これら間接支援を十分に評価する仕組みが求められる。

今後これら間接支援の質的側面に着目していくことで、重度障害者特に行動上の問題がある者の住まいの場における支援のあり方に新たな展望が拓ける可能性があると思われる。

F. 人員の確保または支援領域の見直し

先のタイムスタディ調査と同時に実施した「支援を十分に行うことが困難であった場面等」の調査（自由記述方式）を見ると、「見守りが不十分」という記述が大半を占めている。支援の現場ではこれら間接的な支援の必要性が認識されていることの反証としての訴えであり、グループホーム利用者の生活の質を保障していく上でも人員の確保、特に朝及び夕方における人員の確保が必要であると思われる。

また、医療的ケアが必要となる者や高齢障害者に対する事業所の対応では、外部ヘルパーの利用や看護職員による支援が必須であり、地域生活移行の更なる推進において、これらの人材の確保と、実施主体である市区町村の柔軟な支給決定が必要であることをうかがわせる結果となっている。

しかしながら、これら地域における支援の人材特に看護職の不足はひとえに障害福祉領域にとどまらず、医療と介護の一層の連携が求められている介護領域をはじめ全ての支援領域に共通する課題である。高齢化が一層進展するなかで、看護職の不足を当該職種の確保だけで考えるという図式では、限界に近づきつつあることは明らかである。

これまでも一定領域（喀痰吸引等）における動きが見られたように、看護職以外で支援が可能な領域について更なる検討を進め、限られた職種だけに頼る構造を変えていかない限り、障害福祉だけでなく全ての領域における地域生活の推進は大きな課題に直面するものと思われる。

Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌等

| 発表者氏名 | 論文タイトル名 | 発表誌名 | 巻号 | ページ | 出版年 |
|--------------------------|---|----------------|-----|-------|------|
| 志賀利一 | 重度の障害者の地域生活を支える制度についてー重度障害者等包括支援事業の現状と課題ー | 国立のぞみの園ニュースレター | 51号 | 20-21 | 2017 |
| 信原和典 | 障害者支援施設を利用している方の入退所の実態について(悉皆調査) | 国立のぞみの園ニュースレター | 52号 | 16-17 | 2017 |
| 志賀利一 | 全国の障害者支援施設における地域生活移行の現状を考察する | 国立のぞみの園ニュースレター | 53号 | 14-15 | 2017 |
| 古屋和彦、信原和典 | 重度障害に対応したグループホームの支援の実態についてーグループホーム利用者の実態調査からー | 国立のぞみの園ニュースレター | 54号 | 22-23 | 2017 |
| 古屋和彦 | グループホームにおける利用者の退所の実態に関する調査 | 国立のぞみの園ニュースレター | 56号 | 26-27 | 2018 |
| 村岡美幸・志賀利一 | 相談支援事業所における単身生活者等の相談実態 | のぞみの園紀要 | 10号 | 30-34 | 2017 |
| 志賀利一 | 障害者支援区分における区分「なし」の者に対する一次判定調査結果 | のぞみの園紀要 | 10号 | 35-39 | 2017 |
| 信原和典・志賀利一 | 障害者支援施設における利用者の入退所の実態に関する調査 | のぞみの園紀要 | 10号 | 40-44 | 2017 |
| 村岡美幸・志賀利一 | グループホームにおけるスプリンクラー設置(予定含む)状況 | のぞみの園紀要 | 10号 | 45-50 | 2017 |
| 志賀利一・古川慎治・田中正博・信原和典・古屋和彦 | 重度障害者等包括支援事業のサービス利用の実態と運営上の課題 | のぞみの園紀要 | 10号 | 51-60 | 2017 |

学会発表・講演等 特になし

| 発表者氏名 | 発表題目 | 学会名 | 形式 | 場所 | 発表年 |
|-------|------|-----|----|----|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

厚生労働科学研究費補助金
障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

**障害者福祉施設およびグループホーム利用者の
実態把握、利用の在り方に関する研究**
平成 28 年～29 年度 総括研究報告書

2018 年 5 月

研究代表者 遠藤 浩

編集・発行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120 番地 2
TEL 277-325-1501 FAX 027-327-7629
URL <http://www.nozomi.go.jp>

印刷所 社会福祉法人電機神奈川福祉センターぽこ・あ・ぽこ